

税金・保険料などは納期限内に納めましょう

町民の皆さんが納める町税や保険料などは、私たちが安心して暮らすための社会保障、ごみ処理、教育、道路などの社会基盤整備を行うための重要な財源となっています。

◆決められた納期限内に納付しましょう

町税などの滞納は、町の財政運営を妨げたり、適切に納付されている多くの方との公平性を欠くことになります。町では、納付期限（納期）内の納付を呼びかけるとともに、一時的に納付が困難な場合などには納付の相談に応じています。また、うっかり納期を忘れて督促を受けたりしないため、口座振替をご利用ください。

◆滞納処分の実施

納付できるのに納付しない滞納者には、法律に基づく財産調査をしたうえ、差押や搜索などの滞納処分を厳正に行っています。また、徴収の専門機関である租税債権管理機構へ徴収移管するなど、町税などの収納率の向上と負担の公平性の確保に努めています。

◆滞納処分の流れ

納付期限内に町税などが納められない場合は、督促状・催告書などにより自主納付をお願いしています。しかし、再三の催告にも応じず納付相談などの連絡もない場合は、財産や収入などを調査し、滞納処分を行います。

●納入通知書発送

町税や保険料などとして納めていただく金額の算出根拠や納付期限を示して発送しています。

●督促・催告

納付期限までに完納されない場合、納付期限の翌日から20日以内に督促状を発送します。督促状に示した期限までに納付がない場合、納付の催告（催告書兼差押予告通知書の送付）を行います。

●財産調査

官公庁・金融機関・勤務先・滞納者の財産を占有する第三者などに対して財産調査を行います。調査に本人の承諾は必要ありません。

●搜索・差押

催告などに応じず、納付相談もない場合は、財産調査や搜索で発見した滞納者の財産を差し押さえます。差押は地方税法で定められたもので、本人の意思とは無関係に行う強制処分です。

●換価

現金は即時換価し、売却を必要とする差押財産は公売により換価して滞納町税などに充てます。

◆納付が困難な場合はご相談ください

病気・失業・事業の廃止や著しい損失など、納付が困難な場合は、放置せず本庁住民課（収納係）・佐賀支所地域住民課（総合窓口第一係）にご相談ください。滞納期間が長期化すると納付が難しくなりますので、なるべく早期にご相談ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 収納係 ☎43-2816 佐賀支所 地域住民課 総合窓口第1係 ☎55-3113

ミラズロックによる自動車の差押にも取り組みます。



①「どこでも税務署」の試行・税務署総合窓口における受付時間

◆どこでも税務署

「どこでも税務署」では、QRコード読み取り後に希望する手続きを選択し、各質問に回答すると、その手続きの内容を掲載した国税庁ホームページのリンク先が案内されます。税務署にお越しにならなくても、主な手続きの情報が得られますので、ぜひご利用ください。



税務職員
ふたば



どこでも税務署
フォーム

（利用可能期間）12月25日（金）まで

◆税務署総合窓口における受付時間

10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として、午前9時から午後3時とすることとしましたので、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。

受付時間 （原則）午前9時～午後3時（左記時間内の来署にご協力をお願いします）

※総合窓口では、申告・申請書などの受理や用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。

○お問い合わせ 中村税務署 ☎35-2135（音声案内で「2」を選択してください）

ご案内する内容	
◆税金の相談や申告	
◆申告書・申請書の提出	
◆提出した申告書の閲覧、納税証明書の申請	
◆税金の納付、納付相談	
◆申告書・申請書の入手方法	